

千曲市新戸倉体育館建設支援アドバイザー業務委託 プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの趣旨

本プロポーザルは、千曲市新戸倉体育館建設支援アドバイザー業務委託（以下「本業務」という。）を円滑に進めるため、新戸倉体育館建設のための事業手順や市場性に関するヒアリング等の手法を、豊かな知識と経験及び技術力を有する事業者から提案を求め、最も適した者を選定するために実施するものです。

この実施要領は、本業務を施行するに当たり、本市が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、順守しなければならない一般的事項を定めるものです。

2 目的・概要

(1) 業務目的

千曲市新戸倉体育館建設事業（以下、「本事業」という。）は、民間活力の導入による体育館（以下「本施設」という。）の効率的・効果的な整備・運営維持管理を行う目的から、公募等の方法により、本施設の設計・建設・維持管理・運營業務を一体的に行わせる民間事業者を選定することを計画している。

本事業を実施させる民間事業者の募集および選定をするにあたり、本事業の推進を支援するに足る高度な技術力やPFI等の民間活用型事業手法（PFI、DBOその他の手法）に関する幅広い知識及び高度な専門的能力を有し、課題分析及び解決を的確に行う専門家の支援を受けるために、標記業務を委託するものである。

(2) 業務概要

業務名	千曲市新戸倉体育館建設支援アドバイザー業務委託
業務期間	契約締結日から令和7年8月31日まで（債務負担行為）
業務費	55,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。契約金額の上限も同様。） 各年度の支払額の上限は 令和5年度 0円 令和6年度 契約金額の3割以内 令和7年度 契約金額の残金

※支払額及び支払時期については上記金額を基に協議の上、支払うものとする。

(3) 業務箇所

本業務の対象区域は、千曲市総合運動公園基本構想に基づく戸倉体育館エリアを対象とする。
なお、新戸倉体育館建設範囲は、現在作成中の令和5年度千曲市総合運動公園整備事業戸倉体育館エリア基本計画に基づくものとする。（基本計画の策定完了は令和6年3月の予定）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 入札公告から契約締結の日までの期間に千曲市物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱の規定による入札参加停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 参加表明書提出期限までに千曲市物品購入等入札参加資格名簿「大分類 その他の業務／中分類 調査業務」又は「大分類 その他の業務／中分類 行政計画策定」の業種において登録がある者であること。

【事業者が単独で参加する場合】

参加表明書提出期限までに千曲市物品購入等入札参加資格名簿「大分類 その他の業務／中分類 調査業務」又は「大分類 その他の業務／中分類 行政計画策定」の業種において登録のある者であること。

なお、登録者でない者においては、参加表明書提出期限までに「令和4・5年度の千曲市物品購入等にかかる競争入札参加資格審査申請書」を提出し、「大分類 その他の業務／中分類 調査業務」又は「大分類 その他の業務／中分類 行政計画策定」の業種において登録するものとする。

【事業者が共同企業体（JV）で参加する場合】

以下の（ア）～（エ）をすべて満たす者。

（ア）共同企業体（JV）として参加する事業者すべてが参加表明書提出期限までに物品購入等入札参加資格名簿に登録のある者。

なお、登録者でない者においては、参加表明書提出期限までに「令和4・5年度の千曲市物品購入等にかかる競争入札参加資格審査申請書」を提出し、「大分類 その他の業務／中分類 調査業務」又は「大分類 その他の業務／中分類 行政計画策定」の業種において登録するものとする。

- （イ）構成員数は2者とする。
 - （ウ）構成員のすべてが「2 参加資格要件」の（1）～（5）までを満たしていること
 - （エ）各構成員の出資比率はそれぞれ30%以上とする。ただし、代表構成員は50%超とする。
- (7) 千曲市内で行うプレゼンテーションに参加できる者であること。
 - (8) 過去10年間において、地方公共団体から受託した運動施設における同種業務の実績を有していること。なお、共同企業体（JV）における実績は代表構成員が同種業務の実績を有していること。

運動施設：

体育館、野球場、陸上競技場、プールなどの運動(レクリエーション等含む)を行うための施設

同種業務：

上記運動施設を PPP/PFI 事業 (DBO 方式など含む) にて実施した事例のアドバイザー業務

(9) 総括責任者は、(8) に挙げた同種業務について、総括責任者(管理技術者、主任担当者などの業務の責任者)の実績を有しており、直接かつ恒常的な雇用関係が3か月以上ある社員であること。

(10) 照査担当者は過去10年間において、地方公共団体から受託した運動施設における同種業務について総括責任者又は照査担当者(同種業務における業務の責任者又は照査の担当者)の実績を有しており、直接かつ恒常的な雇用関係が3か月以上ある社員であること。

※総括責任者は契約の履行にあたり、業務の管理及び業務の総括を行う。照査担当者は、成果物の内容について照査を行う。

(11) 主となる担当者

技術分野の担当者として一級建築士の資格を有する者を1名以上配置すること。なお、再委託先による担当者の配置も可能とする。

(12) 本事業の受託者(再委託を受けた者を含む)及びこの者と資本・人事面において関連があると認められた者は、本事業がPFI法第7条に基づく特定事業として選定された場合、同法第8条に定める民間事業者の選定へ応募または参画すること、応募又は参画しようとする民間事業者の本事業に関するコンサルタント等となることをいずれも認めない。(「資本面において関連があると認められた者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。)

4 事業者選定等に係るスケジュール（予定）

項目	期 日	備 考
募集要領等の公告	令和5年11月6日	市ホームページに掲載
要領等の配布	令和5年11月6日	
参加表明書の受付	令和5年11月6日から11月24日午後5時まで	
参加表明に関する質問	○参加表明に関する質問 令和5年11月6日から11月14日午後5時まで	電子メール
	○参加表明に関する質問の回答 令和5年11月17日午後5時までに回答 ※電話での質問については回答いたしません。	市ホームページに掲載
参加表明者審査 (一次審査) 結果の通知	参加表明者審査結果通知書送付 令和5年12月1日 ※予定	電子メールにて
企画提案書等の提出	令和5年12月1日から12月25日午後5時まで	
企画提案書に関する質問	○企画提案書に関する質問 令和5年12月1日から12月11日午後5時まで	電子メール
	○企画提案書に関する質問の回答 令和5年12月15日午後5時までに回答 ※電話での質問については回答いたしません。	市ホームページに掲載
プレゼンテーション	令和6年1月17日 ※予定	
審査会	令和6年1月17日 ※予定	
選定結果の通知	令和6年1月24日 ※予定	
契約手続き	令和6年1月25日～1月30日 ※予定	
契約日	令和6年1月31日 ※予定	

5 募集要領等の公表方法

千曲市ホームページに掲載する。

6 参加に係る書類等の提出

参加を希望する者は、募集受付期間内に次に掲げる書類を提出する。

(1) 提出書類及び内容に関する注意事項

提出書類	注意事項
参加表明書 (様式第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者、支店・営業所長等の代表者印を押印する。 ・共同企業体（JV）での参加の場合は、参加企業すべての代表者、支店・営業所長等の代表者印を押印する
会社概要書 (様式第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要、有資格者数（任意）、認証資格（任意）について記載する。 ・共同企業体（JV）での参加の場合は、参加企業すべての会社概要、有資格者数（任意）、認証資格（任意）について記載する。 <p>なお、参加企業ごとに概要、有資格者数（任意）、認証資格（任意）を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同企業体（JV）での参加の場合は、協定書(写)の提出をすること
業務実施体制調書 (様式第4号)	<p>本業務に係る担当者等について分担する業務内容等を記載する。</p> <p>なお、総括責任者及び照査担当者については、同種業務の実績を証明できる契約書及び仕様書等の写しを添付すること。</p>
同種業務実績調書 (様式第5号)	<ol style="list-style-type: none"> ① 参加要件の同種業務実績について5件まで ② 様式1枚につき1件記載すること ③ 共同企業体（JV）での参加の場合でも、各社の実績を合わせて5件までとする。
添付資料	<ol style="list-style-type: none"> ① 業務実施体制調書（様式第4号）で記載した担当者の資格証明書の写し ② 同種業務の実績を証明できる契約書及び仕様書の写し ③ 登録者でない者においては、「令和4・5年度の千曲市物品購入等にかかる競争入札参加資格審査申請書」及び添付書類（千曲市公式ホームページにてご確認ください）

※書類は原則としてA4版としてください。

(2) 提出部数 正本1部 副本1部（副本は複写でも可）

※参加表明書はA4ファイル1冊に綴じ込み又は左側2箇所ホッチキス留めとする

(3) 提出先 千曲市教育委員会 スポーツ振興課 千曲市大字磯部1406-1（戸倉体育館内）

(4) 提出方法 原則、直接持参により提出すること。なお、郵送の場合は事前に事務局へ連絡の上、簡易書留等の郵送状況が把握できる状態とし、提出期間内に事務局までに到着したのみ有効とする。

(5) 提出期間 令和5年11月6日から11月24日（午前8時30分から午後5時までとする）

7 企画提案書作成要領

- (1) 企画提案書は、A4ファイル1冊に綴じ込み又は左側2箇所のホッチキス留めとし、企画提案書（様式6号）から見積書等までで添付資料含めA4用紙15ページ以内でまとめ、各ページにページ番号を入れること。A3判の折込みは可とするがA4用紙2ページとして換算すること。フォントは10.5ポイント以上の明朝体またはゴシック体の使用とすること。提出部数は13部。企業名は企画提案書の鑑（様式第6号）だけとし、それ以外には記載しないこと。鑑以外の書類、資料等に社名がある場合は、黒塗り等で削除すること。
- (2) 本プロポーザルは、提案者の考え方・構想を問うものであり、文書等は簡潔・明瞭に記述すること。
- (3) 提案課題に対する提案者の考え方・構想等を重視し、概算業務見積額も考慮して評価する。

提出書類	注意事項
企画提案書 (様式第6号)	代表者、支店・営業所長等の代表者印を押印する。 (企業名は正本の企画提案書の鑑(様式第6号)だけとし、それ以外には記載しないこと。) ・JV(共同企業体)での参加の場合は、参加企業すべての代表者、支店・営業所長等の代表者員を押印する
提案書 (様式任意)	本業務への取組方針や調査手法等を簡潔に記載する。
提案書 (特定テーマ①) (様式第7号)	<u>テーマ：同種業務の実績等に基づく、提案者が工夫した取り組みなど</u> 同種業務の実績等に基づき、業務実施に伴い提案者が工夫した取り組みや評価を受けた点などを紹介すること。 なお、受託先の自治体名や特定可能な施設の個別名称等の使用はしないこととする。 (A4原稿1枚までフォントは10.5ポイント以上)
提案書 (特定テーマ②) (様式第8号)	<u>テーマ：本業務を円滑に進めるための工夫するポイントなど</u> 本事業の課題として、工期の短さや交付金・地方債の活用等による財政負担の軽減などがあります。市場調査などに十分な時間が確保できないことも予想されるが、新戸倉体育館建設の全体工程や財政負担軽減など業務を進める中で提案者が工夫するポイントや活用可能な交付金等財政負担の軽減策などを紹介すること (A4原稿1枚までフォントは10.5ポイント以上)
業務工程表 (様式任意)	履行期間中における業務スケジュールについて作成する。
見積書等 (様式任意)	本業務委託予算額の範囲内とし、合計金額のほか積算内訳も記載する。 (正本のみ企業名を記載すること)

8 提案書の提出方法

- (1) 提出部数 正本1部 副本12部 (副本は複写でも可)
- (2) 提出先 千曲市教育委員会 スポーツ振興課 長野県千曲市大字磯部 1406-1
(戸倉体育館内)
- (3) 提出方法 原則、直接持参する。なお、郵送の場合は事前に事務局へ連絡の上、簡易書留等で郵送状況が把握できる状態とし、提出期間内に事務局までに到着したもののみ有効とする。
- (4) 提出期間 令和5年12月1日から12月25日まで
(午前8時30分から午後5時までとする。)

9 業務の処理

- (1) 受託者の義務
受託者は、業務を行うにあたり、関連の法令及び本実施要領・業務委託契約書を遵守すること。また、委託者の意図及び目的を十分に理解したうえで、適正な人員を配置し正確に行うこと。
- (2) 業務の指示
受託者は、委託者と連絡を密にし、十分協議の上、委託者の指示に従うこと。
- (3) 業務報告・打合せ等
受託者は、業務の進捗に応じて、定期的に委託者と報告・打合せ等を行うこと。
- (4) 資料の収集及び使用制限
受託者は、業務に必要な資料収集を行い、委託者は、受託者の業務遂行に必要な資料等の収集に協力する。また、委託者から貸与された資料については、貸出簿を作成し、業務完了後速やかに返却し、委託者から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用しないこと。
- (5) 機密の保持
受託者は、業務中に知り得た内容等について、第三者に情報を漏洩してはならない。
- (6) 疑義等
受託者は、業務内容に疑義等が生じた場合は、その都度速やかに監督員と協議しその指示に従うこと。

10 質疑回答

- (1) 質問等ある場合は、質問書(様式第1号)によりメールでスポーツ振興課へ提出する。
参加表明に関する質問受付期間 令和5年11月6日から11月14日 午後5時まで
企画提案書に関する質問受付期間 令和5年12月1日から12月11日 午後5時まで
- (2) 質問事項及びその回答を、それぞれ令和5年11月17日午後5時まで、令和5年12月15日午後5時までに千曲市ホームページに掲載する。
- (3) 提出先 千曲市教育委員会 スポーツ振興課
メール：spo@city.chikuma.lg.jp FAX：026-276-1739

1 1 審査方法、審査基準

(1) 審査委員会

選定に係る審査は、審査委員会を設置し行う。

(2) 審査方法

【参加表明者審査（一次審査）】

参加資格を満たすと判断された参加表明者がおおむね4者を超える場合に実施する。提出書類の内容について、書類審査により評価する。

なお、一次審査の結果についてはメールでの通知とする。通知を受け取る者は原則1名（1か所）とし、配置予定担当者以外の者でも可とする。

【プレゼンテーション（審査会）】

提案書の内容・プレゼンテーションと概算見積書（業務委託費）により、本業務に対する履行能力や設計担当者の能力等を審査し、候補者を決定する。なお、詳細は別紙「千曲市新戸倉体育館建設支援アドバイザー業務委託プロポーザル審査要領」のとおり。

(3) その他

審査日程については、後日提案書提出者に連絡する。審査内容や選定結果に関する問い合わせ等は一切受け付けない。

1 2 参加資格の失格等

以下のことについて該当する場合は、本プロポーザルより除外するものとする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限を順守しない者。
- (2) 審査結果に影響を与えるような工作等、不正な行為や外部圧力行為を行った者。
- (3) 提出する企画提案書は、提出前・提出後に委託者の許可なしに第三者へ閲覧等してはならない。それらが判明した場合はその提案者を失格とする。
- (4) 虚偽の内容を記載して提出した者。
- (5) その他、審査委員会が不相当と認める者。

1 3 その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。
- (2) 提出された参加表明書・企画提案書等はプロポーザル及び審査委員会以外で提出者に無断で使用しないものとする。ただし、選考の公平性・透明性・客観性を期するために複写等使用することができるものとする。
- (3) 提出期限後における提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提案書等に記載した配置予定の担当者は、死亡等真にやむを得ないと認められる以外に変更することはできないものとする。
- (5) 本プロポーザルにおける提案は、基本的な考え方や設計等に関する技術力等について、与えられた条件下における提案を基に評価し、最適候補者等を選定するために求めるものである。企画提案は、業者選定を行う上での資料であり、業務にあたって提案内容を拘束するものではない。
- (6) プレゼンテーションではPC（MSOffice2010 Excel・Word・Powerpoint インストール済）、スクリーン、プロジェクターは市で用意するが、上記機器を使用したい場合は、事前にスポーツ振興課まで電話またはメール、ファックスのいずれかで申し出た場合に限り使用を許可する。
また、必要機材を自社で持ち込みプレゼンテーションを行うことも可能だが、持ち込み機材の設

置時間は審査要領に基づく入退室、説明の時間に含めるものとする。

- (7) 提案説明は、提出した提案書に沿った内容で行うものとし、当日の変更、新たな資料の配布などは認めない。なお、プロジェクターを使用する場合、投影画像だけを印刷し、配布することは認めない。配布する資料は当日のプレゼンテーション前に事務局へ渡し、審査員へは事務局が配布するものとする。
- (8) プレゼンテーションの出席者は業務実施体制調書(様式第4号)の記載以外の者が出席しても良い。ただし、技術提案書に関するプレゼンテーションは、主として総括責任者が行うこと。なお、プレゼンテーションへの出席は4名までとする。
- (9) プレゼンテーション時の企業名は「弊社」で統一する事。

1 4 主催者及び事務局

- (1) 主催者 千曲市
- (2) 事務局 千曲市教育委員会 スポーツ振興課 施設整備係
住所：〒389-0806 長野県千曲市大字磯部 1406-1 (戸倉体育館内)
電話：026-276-1731 FAX：026-276-1739
E-Mail: spo@city.chikuma.lg.jp